

広島県告示第二百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社介護村	呉市本通六丁目七番三三―二〇五号	『介護村』訪問介護事業所	呉市本通七丁目一番四号光田ビル二階	平成二十四年二月一日
医療法人かわの内科胃腸科	呉市本町四番二号	居宅介護支援事業所本町	呉市本町四番二号	平成二十三年一月一日
医療法人健真会藤本歯科	呉市阿賀北七丁目一三番一二号	医療法人健真会藤本歯科クリニック	呉市阿賀北七丁目一三番一二号	平成二十二年一月一日
社会福祉法人優輝福祉会	庄原市総領町中領家四七六番地	短期入所生活介護事業所ゆうしやいん庄原	庄原市宮内町美湯一三五三番地一	平成二十四年三月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	小規模多機能ホーム ふあみりい安芸高田	安芸高田市甲田町上小原四五〇一番地一	平成二十四年三月一日